

大井町地域緑化推進に係る種苗の配布等に関する基準

(平成26年4月1日 一部修正)

1 趣旨

この基準は、町内の美化と地域の緑化を推進することを目的として、町内の団体又は個人が地域の公共用地等（公共の用地等に設置するプランター等も含む。以下同じ。）において、自主的に花壇等の管理や植栽などを継続的に行おうとする場合に、その緑化のために使用する種苗を町が配布等を行う際に必要な事項を定めるものである。

2 配布等を受けることができる者

地域緑化推進に係る種苗の配布等を受けることができる者は、町内の公共用地等において自主的に花壇の管理や植栽等を継続的に行うとする町内の団体又は個人（以下「団体等」という。）とする。ただし、団体等が緑化をしようとする箇所に関して、他の機関等から補助や種苗の提供を受けている場合は、対象外とする。

3 基準額及び配布等の方法

配布等を受けることができる種苗の購入等に係る額は、1団体等につき1箇所1回の植栽等について、15,000円以内を基準とし、年2回を限度とする。ただし、面積やその管理内容により特に必要な場合は、予算の範囲内において増額することができる。

配布等は、町が直接に種苗を配布する方法と団体等の購入に対して助成する方法のいずれも可とする。

4 配布等を受けるための手続き

種苗の配布等を受けようとする団体等は、毎年4月末日までに、植栽や管理する花壇等に関する管理や植栽の計画及び必要な種苗を示した「地域緑化推進年間計画書」（別記様式1）を生活環境課長に提出し、申請するものとする。

生活環境課長は、上記の「地域緑化推進年間計画書」を審査し、管理する花壇等の面積や植栽等の内容により申請者と協議のうえ、予算の範囲内において年間の種苗を配布等の額を定め、申請者に「地域緑化推進決定書」（別記様式2）により通知するものとする。

5 種苗等の配布

生活環境課長は、種苗の配布等を受けることとなった団体等に対し、上記の「地域緑化推進決定書」に基づき種苗等の配布又は助成を行うものとする。

助成金の交付にあたっては、決定書に基づき「請求書」（別記様式3）により請求があった場合に交付するものとする。

6 種苗等の返還

生活環境課長は、地域緑化推進に係る種苗等の配布等を不正に受け又は配布を受けた種苗又は助成金を「地域緑化推進決定書」によらず使用した場合には、その返還を求めることができる。

7 その他

この基準は、平成19年4月1日から適用する。